

ハートランドみのり 新型コロナウイルス対策 事業所運営ガイドライン Ver. 2021_01 (2021年3月5日版)

2020年6月に厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して地域活動支援センター等の事業実施に当たっての留意事項について」と、2021年4月より通所事業所で義務化される「感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底」を受け、これまで運用しておりました当ガイドラインを一部改編します。新型コロナウイルス感染症の拡大に収束の目途が立たない社会情勢の中で、当事業所のような通所施設が運営を継続するには、相応の対策と制限が必要である点を改めてご理解いただき、本ガイドラインの遵守徹底をお願いいたします。

このガイドラインに示されている運営指針は利用者・職員・ボランティア・見学者などすべての事業所入室者に対して等しく適用されるものです。

1. 一般的な事業所の利用について

- ・みのり来所時・外出からの帰着時・活動の前後・食事前に手洗い・うがいを実施
- ・手洗いまたは手指の消毒が済んでいない状態で机・椅子などの備品には触れない
- ・来所前に自宅などで体温を検温し、来所時に職員に報告
(検温機器をお持ちでない方には別途相談に応じます)
- ・体温が37.5度以上ある場合は来所しない、または即時早退する
(平熱が37度以上の方は別途相談に応じます)
- ・発声が伴う活動・休憩時には必ずマスクを着用する
- ・マスクをごみ箱に捨てる際はビニール袋に入れて密閉した状態で捨てる
- ・活動前後に必ず机、椅子、使用備品などの消毒を行う
- ・活動の有無を問わず30分間に5分以上、窓・玄関を開放して換気を行う
(室温管理に支障がない場合、常時窓を開けて換気を継続する)
- ・活動、雑談などを行う際、お互いの距離、体の向きなどを適正に保つ
- ・筆記具、記録台帳、文房具等、多数の利用者が共用する備品は使用しない
(使用の際は消毒済みの物を個人限定で使用する)
- ・休憩室、活動フロアなどに設定された利用人数上限を厳守(別表参照)

2. お昼ご飯について

- ・食事前後に使用する(使用した)机と椅子を消毒する
- ・食事中(マスクを着けていない時)には発声・会話をしない
- ・各エリア同時に食事できる人数制限を厳守する(別紙参照)
- ・同時に食事できない場合は各テーブルが空くのを待って交替で食事をする
- ・共用の箸、食器類の使用、食品の取り分け、食べ残しの分配などは禁止

3. 公園清掃について

- ・原則として現地集合・現地解散で作業を実施
- ・作業前に手指の消毒、作業後に清掃用具の消毒を行う
- ・ベストは職員が公園に運び、使用後回収する
- ・個人備品（軍手、私物用具）は各自で管理する
- ・シフト表を公園の掃除ロッカー内部にも掲出する

4. グループ活動について

- ・3密構造、身体接触、用具の共用が伴わないように活動内容を変更、制限する
- ・用具使用が生じる場合は使用前に消毒した用具を個人限定で使用する
- ・消毒が困難な用具を使用する際は使用者全員がゴム手袋を着用して用具を使用する
- ・緊急事態宣言発出期間にはオンライングループを増設して活動の維持に努める

5. 利用者生活支援の提供について

- ・オンライン活動希望者に対して実践方法を記載したマニュアルを配布する
- ・新型コロナウイルスの影響で外出が困難な方にはオンラインで個人面談を実施可能
- ・感染状況の拡大により事業所への通所が停止された場合、電話・オンライン相談を行う
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報の掲示、知識や対策の周知を行う
- ・事業所利用者、職員などから感染者が発生した場合、保健機関の指導・指示に従う

6. その他の対応について

- ・本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の社会的影響力が減退するまで適用
（社会情勢に応じて改編が加えられた場合は最新版が適用される）
- ・事業所内で本ガイドラインが守られない場合は、独自の制限強化を加える
- ・テーブルに設置できる可動式の仕切り板を活動時に適宜使用する
- ・フェイスシールド、またはマウスシールドだけ着用での発声は禁止
- ・開所前、閉所後を含みドアノブ、玄関などを職員が適宜消毒する
- ・事業所内に手洗い、うがい、マスク着用ルールなどの掲示物を掲出する
- ・出席簿への通所記録は検温記録と併せて職員が行う

（文書作成：ハートランドみのり施設長 梶田佳生）